

岩手県監査委員告示第22号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等技術専門校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成22年10月28日
 - (2) 本監査実施日 平成22年12月15日
- 3 監査結果の公表の日 平成23年2月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが20件、81,162円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた旅費20件、81,162円のうち、赴任旅費2件、63,810円については平成22年12月10日に、外部講師旅費18件、17,352円については同月16日に返納処理を完了した。 今後は、内部牽制を強化し再発防止に努めることとした。